

令和4年度福岡県立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症対応のガイドライン

受検者の安全・安心の確保、感染拡大の防止を最優先としつつ、可能な限り受検機会の確保を図るための基本的な対応について、次のとおり定める。

1 受検できない者

他の受検者等への感染を防止する観点から、次のア～ウに定める者は受検できないこととする。（一般入学者選抜の他、推薦入学者選抜や特色化選抜など福岡県立高等学校入学者選抜における全ての選抜方式において同様の取扱いとする。）

なお、本項の規定により一般入学者選抜学力検査（定時制単位制高校のⅡ期入学試験における学力検査を含む。以下「本検査」という。）を受検できなかった者については、2に定める追検査又は追選抜の対象者とする。

ア 新型コロナウイルス感染症罹患者

検査日（※1）当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中である場合は受検できない。

※1 検査日とは、一般入学者選抜や推薦入学者選抜など福岡県立高等学校入学者選抜における各選抜方式において実施される学力検査、面接、作文、実技試験の実施日をいう。以下同じ。

イ 保健所から濃厚接触者に該当するとされた者

検査日当日に14日間の健康観察期間中である場合は受検できない。

ただし、無症状（※2）の濃厚接触者については、次の(i)～(iv)に掲げる要件を全て満たす場合には受検を認める。受検を希望する者は検査日前日の午前10時までに中学校長を通して志願先高等学校長に申し出るとともに、志願先高等学校長の指示に従い、必要な手続きを行うこと。

(i) PCR検査の結果が陰性であること。※ 検査結果が判明するまでは受検不可。

(ii) 受検当日も無症状であること。

(iii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

※ 該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求める。

(iv) 終日別室で受検すること。

※2 「症状」とは、下記ウの【表1】に掲げるものをいう。以下同じ。

ウ 検査日までの2週間に発熱等の症状がある者のうち次の①～③のいずれかに該当する者

① 症状が出た後医療機関を受診し、医師から受検を取りやめるよう診断された者

② 検査日当日又は検査日直前に症状が出て、医療機関を受診する暇がない者であって、【表1】のA区分のうち1項目以上、又はB区分のうち2項目以上該当する者（受検者本人・保護者による判断）

③ 検査場において発熱等の症状について申し出た者又は明らかにひどい咳の症状がある者で、【表1】のA区分に定める項目のうち1項目以上、又はB区分に定める項目のうち2項目以上該当する者（志願先高等学校長の判断）

なお、基礎疾患等により日常的にひどい咳の症状がある者は、中学校長を通して令和4年1月11日（火）までに志願先高等学校長へ申し出ること。

【表1】

区分	症状等
A	発熱の症状がある（37.5度以上）
	息苦しさ（呼吸困難）がある
	強いだるさ（倦怠感）がある
B	味を感じない（味覚障害がある）
	臭いを感じない（嗅覚障害がある）
	咳の症状がある
	のどの痛みがある
	下痢をしている（持病や食あたりなどが原因と推測されるものを除く。）
	過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる者との濃厚接触（1メートル程度以内で15分以上接触）がある

2 追検査等の実施

（1）追検査

ア 検査期日

令和4年3月22日（火）

※ 個性重視の特別試験を翌日に実施する場合がある。

イ 検査教科・時間割・検査場

本検査に準じる。

※ 個性重視の特別試験のみ受験できなかった志願者に対しては、追検査で当該試験を実施する。

※ 定時制課程における特例措置の適用を申請し、認められた者は、追検査においても同様の特例を適用する。

※ 帰国生徒等に対する一般学力検査の特例措置の適用を申請し、認められた者は、追検査においても同様の特例を適用する。

ウ 対象者

次の①～③のいずれかに該当する者とする。

① 上記1の事由に該当し、本検査を受検できなかったと認められる者。なお、一部の教科のみ受検できなかった場合は受検できなかった教科（検査途中で中断した教科を含む。）のみ対象とする。

② インフルエンザ等の疾病により本検査当日に発熱等の症状があり、本検査を受検できなかったと認められる者（①に該当する者を除く。）

③ 天災による交通途絶及び本人の被害並びに検査場に向かう途中の事故等真にやむを得ない理由により本検査を受検できなかったと認められる者

エ 手続

上記ウの対象者のうち追検査の受検を希望する者は、令和4年3月8日（火）正午までに中学校長を通して志願先高等学校長に申し出るとともに、志願先高等学校長の指示に従い、必要な手続を行うこと。なお、本検査当日に検査会場で1ウ③に該当し、受検できなくなった者の申出の期限についてはこの限りではない。

オ 受入人員

追検査による合格者は、別に定める範囲内で本検査の合格者に追加して決定する。

ただし、追検査志願者が相当多数に上る場合等において、本検査と追検査の公平性の観点からこれにより難しいと県教育委員会教育長が認める場合は、入学定員の範囲内で本検査と追検査の受入人員をそれぞれ定めることができる。この場合、それぞれの受入人員は速やかに公表する。

カ 合格者発表

令和4年3月25日（金）午前9時に志願先高等学校で行う。

(2) 追選抜

ア 検査期日

令和4年3月28日（月）以降4月初旬までの間において志願先高等学校長が定める日

イ 検査内容・時間割・検査場・合格者発表日

面接、作文及び志願先高等学校長が定めるところによりその他の試験を実施する。

時間割、検査場及び合格者発表日は志願先高等学校長が定める。

ウ 対象者

追検査の受検を許可された者のうち、新型コロナウイルス感染症による入院又は自宅等における療養が終了しないなどの理由によって追検査を受検できなかったと認められる者、その他真にやむを得ない理由によって追検査を受検できなかったと認められる者

エ 手続

志願先高等学校長の指示によること。

オ 受入人員

若干名とし、入学定員を超えて合格者を決定することができる。

(3) その他

ア 推薦入学者選抜（定時制単位制高校におけるI期入学試験を含む。）、特色化選抜及び帰国生徒等特別学力検査については、本検査による受検機会が確保されているため、追検査等を行わない。

イ 補充募集については、令和4年度福岡県立高等学校（定時制課程の単位制を除く。）入学者選抜要項（以下「要項」という。）（十二）1（1）アの「合格者の人数」及び令和4年度福岡県立高等学校（定時制課程の単位制）入学者選抜要項（六）1（1）の「合格者の合計人数」に追検査の志願者数を含めて実施の要否を判断するものとする。

なお、補充募集については追検査は行わない。

【参考】検査等の日程

令和4年3月8日（火）	一般入学者選抜（学力検査）
令和4年3月16日（水）	合格者発表
令和4年3月22日（火）	追検査（学力検査）
令和4年3月23日（水）	補充募集（面接（作文））
令和4年3月25日（金）	追検査の合格者発表、補充募集の合格者発表
令和4年3月28日（月）以降4月初旬まで	追選抜（面接、作文等）

3 検査会場における感染防止対策

ア 各学校の実態に応じ、受付時や休憩時等の受検者の密集・密接を避けるための工夫を行う。

イ 1検査室当たりの受検者は40人を上限とし、可能な限り1検査室の受検者を減らすよう各学校の実態に応じて工夫するものとする。また、座席の配置は、可能な限り間隔を確保する。

面接では面接官と受検者、及び受検者同士の間隔は概ね2メートル以上を確保する。

ウ 検査会場では受検者、監督者ともにマスクの着用を原則とし、こまめな手指の消毒、身体的距離の確保、検査室等の換気など基本的な感染防止対策を徹底する。

なお、マスクの着用ができない場合は別室受検となるため、感覚過敏等によりマスクの着用が困難な場合は中学校長を通して、令和4年1月11日（火）までに要項に定める特別措置申請書（様式7A）により志願先高等学校長へ申し出ること。

4 志願者・保護者への要請事項

県教育委員会及び志願先高等学校長は、中学校長等を通じ、志願者・保護者に対し次の事項その他感染防止等のために必要な事項をあらかじめ要請するものとする。

(1) 受検前の体調管理

受検前は体調管理に十分注意し、検査日までの2週間は毎朝の検温や健康観察を行うこと。発熱や風邪等の症状がある場合は医療機関を受診し、その指示に従ってPCR検査を受けるとともに、受検の可否について医師の診断を仰ぐこと。

(2) 志願先高等学校への申出

検査日までの2週間に次のア～ウに該当する場合は中学校長を通して志願先高等学校長へ申し出ること。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

イ 濃厚接触者に該当した場合

(同居の家族など身近な人が感染し、保健所による濃厚接触者の特定が未だなされていない場合を含む。)

ウ 発熱や風邪等の症状がある場合

ア～ウの申出を受けた志願先高等学校は、受検者の状況に応じ、1による受検取りやめの要請や2による追検査の案内等を行う。

(3) 検査日当日の対応

検査日当日の朝は必ず検温を行い、発熱や風邪等の症状が出た場合は、中学校長を通して直ちに志願先高等学校長へ申し出るとともに、1ウ②に該当する場合は受検を取りやめること。

(4) 受検の取りやめ

上記1の事由に該当する場合、その他新型コロナウイルス感染症の感染防止のため志願先高等学校長から指示があった場合は受検を取りやめること。

5 県立高等学校の職員や生徒が罹患した場合の対応

受検会場となる県立高等学校の職員や生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、関係機関との連携の下、校舎の消毒及び濃厚接触者の特定を行うとともに、予定どおり検査を実施するか追検査により対応するかを決定し、速やかに公表する(他会場への変更は行わない)。

なお、予定どおり検査を実施する場合、検査監督等の業務は、罹患者、濃厚接触者に該当せず、かつ発熱等の症状のない職員が行う。

6 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては上記対応の変更や追加を行う場合があること。